

中村太郎税理士事務所

NEWS LETTER

08
2024



熱中症がもっとも心配な季節を迎えます。皆様、くれぐれもお気を付けください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆ 10,000円以下の飲食費とインボイス
- ◆ 相続した土地・建物の登記が義務化されました
- ◆ 改正された雇用保険法の注目ポイント
- ◆ 企業の災害に対する備え

10,000円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での“10,000円”はどう考えるのか、確認しましょう。

1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食費}$$

インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず（税抜）10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にとっては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

【10,000円のボーダーライン（支払金額）】

消費税率10%

	インボイス発行事業者	左記以外*
① R6.4.1~R8.9.30		10,784円
② R8.10.1~R11.9.30	11,000円	10,476円
③ R11.10.1~		10,000円

※端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が①は消費税等の額の80%、②が50%と異なるためです。③は全くできず、支払金額全額で判断します。

超えたとしても……

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

● 交際費等の損金不算入制度の概要（イメージ）

		飲食費（社内飲食費を除く）		左記以外の交際費等
		1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等
① 期末資本金の額等が100億円超の法人等		損金不算入		
② ①③以外の法人	接待飲食費に係る損金算入の特例 ^{※3}	損金算入	50%損金算入	損金不算入
③ 中小法人等 ^{※1※2}	中小法人に係る損金算入の特例 ^{※3}		合計年800万円まで損金算入	

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用

※3 令和6年度税制改正により適用期限が3年（令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長

相続した土地・建物の登記が義務化されました

相続した土地・建物の登記はお済みですか？ 2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。相続で取得したことを知った日から3年以内に（2024年3月末までに相続した未登記の不動産の場合は、2027年3月末までに）登記しなければなりません。

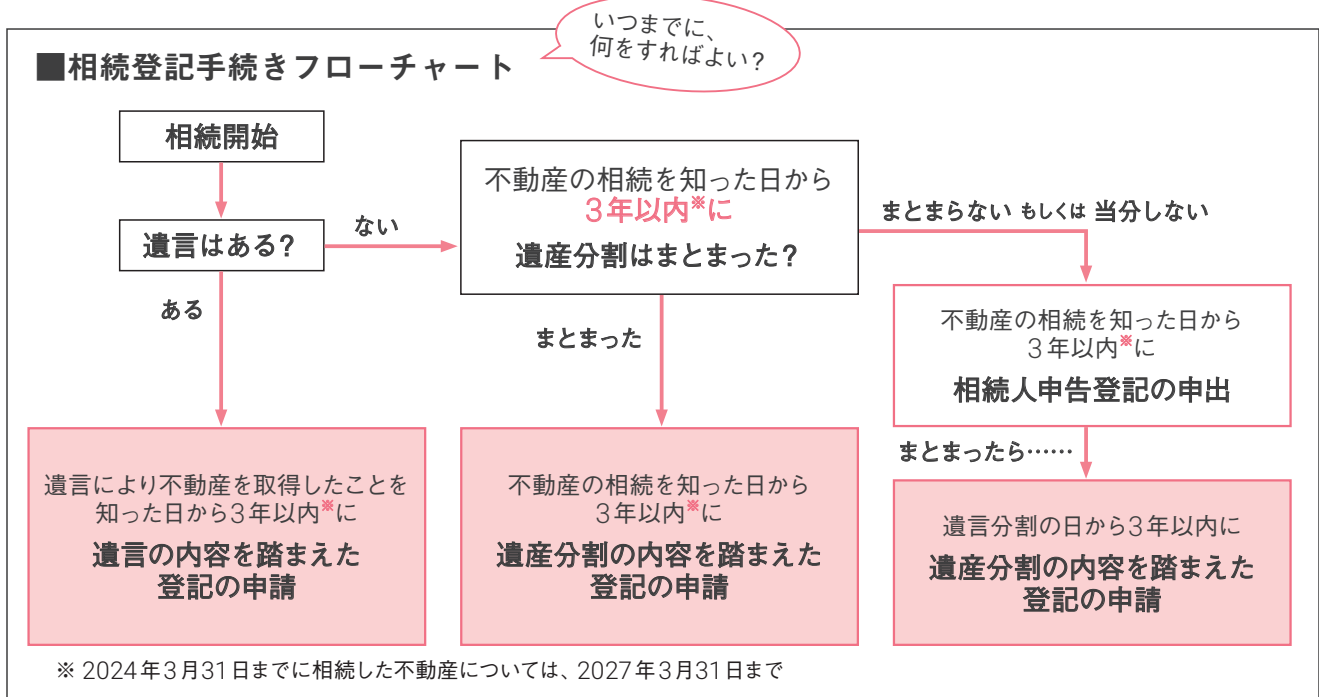
このままにしておく…… が封じ手に

誰が不動産を取得するか、スムーズに決まる場合もあれば、そうでない場合もあります。決まれば登記できますが、期限までに決まりそうになれば、いったん「相続人申告登記」等を行い、話がまとまった後に改めて相続登記を行う、という段階を踏むことになります。つまり、決まるか決まらないかにかかわらず、期限までに何らかの登記を行う必要があります。正当な理由なく登記をしていない場合は、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

できれば早めのご対応を

一般的に、時間の経過とともに法定相続人が増え複雑化するため、遺産分割がより困難になり、費用負担も増える傾向にあります。登記の手間や費用により先延ばしにされている場合は、早めのご対応がおすすめです。

なお、遺産分割協議による場合、法定相続分で相続した場合、遺言に従って取得した場合など、ケースによって必要な登記や書類が異なります。下記法務省サイトにて、それぞれの手続きをまとめたハンドブックがダウンロードいただけますので、ご活用ください。



参考：法務省「不動産を相続した方へ ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

改正された雇用保険法の 注目ポイント

現在、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上引き続き雇用されることが見込まれる従業員については、雇用保険の被保険者とされています。2024年の通常国会で改正雇用保険法が成立し、この被保険者となる従業員の範囲が拡大することになりました。この改正点の施行は2028年10月とまだ先ですが、実務への影響も大きいため他の改正点とともに確認しておきましょう。

雇用保険の適用拡大

雇用保険の被保険者でなければ、基本手当（いわゆる失業手当）や、育児休業を取得したときの育児休業給付等は受給できません。働き方や生計維持のあり方の多様化が進展している中で、週の所定労働時間が短い労働者が増えています。そのような背景から、雇用保険の被保険者の範囲を拡大する必要があると判断され、「1週間の所定労働時間が20時間以上」という要件が「1週間の所定労働時間が10時間以上」に変更されることになりました。

被保険者期間の算定基準

基本手当を受給するには、退職日前2年間に、雇用保険の被保険者であった期間が12ヶ月以上（倒産・解雇等の理由により退職した場合は退職日前1年間に6ヶ月以上）必要になります。ここでの「1ヶ月」とは、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月または賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である月を指します。

雇用保険の適用拡大に伴い、被保険者の賃金の支払の基礎となった日数が6日以上ある月または賃金の支払の基礎となった時間数が40時間以上である月を「1ヶ月」とすることに変わります。

給付制限の見直し

現在は、自己都合で退職した従業員が基本手当を受給しようとするときには、原則として2ヶ月間の給付制限期間（基本手当が支給されない期間）が設けられます。

今回の改正で、退職した後や、退職日前1年以内に、一定の教育訓練を受講した場合には、この給付制限が解除されることになりました。また、2ヶ月間の給付制限期間を1ヶ月に短縮する通達改正が行われる予定です。

なお、現状、5年間で3回以上、自己都合で離職した場合には給付制限期間が3ヶ月となりますが、この点は改正されず継続される予定です。

この「給付制限の見直し」は、雇用保険の適用拡大に先立ち、2025年4月1日に施行されます。

雇用保険の適用拡大により、被保険者となる従業員が増えることで、会社としての雇用保険料の負担の増加、そして、各種手続き数の増加に伴う事務負担が生じます。適用拡大が施行されるまでにはまだ時間がありますが、特に短時間のパートタイマー・アルバイトが多い企業では、施行後の影響を事前に確認しておきましょう。

企業の災害に対する備え

ここでは今年4月に内閣府から発表された調査結果*から、企業の災害に対する備えとして、従業員用の飲食料品などの備蓄状況をみていきます。

飲食料品等の備蓄状況

上記調査結果から、災害時における企業の備えとして、全従業員用の飲料水や食料品などの備蓄状況をまとめると、下表のとおりです。

全体の結果をみると、飲料水の備蓄ありは1、2日分と3日分以上をあわせて78.7%でした。同様に食料品は74.3%、簡易/携帯用トイレが58.2%でした。毛布は備蓄ありが48.9%となっています。なお、飲料水、食料品、簡易/携帯用トイレでは、3日分以上を備蓄している割合が1、2日分よりも高くなっています。

差が出た産業別の備蓄状況

産業別の備蓄状況をみると、飲料水と食料品では、情報通信業や電気・ガス・熱供給業・水道業、学術研究、専門・技術サービス業、金融・保険業、卸売業で、1、2日分と3日分以上の合計が80%を超えました。簡易/携帯用トイレは金融・保険業と情報通信業が同じく70%を超えています。

この調査では、飲料水と食料品、簡易/携帯用トイレ、毛布が調査対象でしたが、貴社の災害に対する備えはいかがでしょうか。

災害時における全従業員用の備蓄状況（飲料水、食料品、簡易/携帯用トイレ、毛布）（回答数：1,826、%）

	飲料水		食料品		簡易/携帯用トイレ		毛布 備蓄あり
	1、2日分	3日分以上	1、2日分	3日分以上	1、2日分	3日分以上	
全体	30.6	48.1	28.5	45.8	25.8	32.4	48.9
建設業	29.5	56.2	25.9	52.6	20.5	41.7	49.6
製造業	34.8	44.4	29.9	43.3	27.4	29.0	51.8
電気・ガス・熱供給業・水道業	30.2	58.2	26.3	62.1	18.6	44.3	61.9
情報通信業	32.6	56.4	33.0	54.2	30.4	40.2	50.3
運輸業・郵便業	30.0	51.8	25.1	51.4	24.2	37.5	56.0
卸売業	29.3	54.2	28.9	54.6	27.8	39.4	50.5
小売業	31.3	35.0	27.1	33.1	19.7	22.8	28.6
金融・保険業	25.6	59.1	26.6	54.6	32.4	38.5	60.7
不動産業・物品賃貸業	27.9	46.2	26.8	45.1	26.0	34.7	45.4
学術研究、専門・技術サービス業	27.3	58.5	27.0	53.6	24.9	40.1	58.8
宿泊業、飲食サービス業	31.7	29.9	29.7	27.4	26.8	10.0	56.3
生活関連サービス業、娯楽業	23.1	38.8	22.2	25.5	19.8	13.0	28.7
教育・学習支援業	25.3	21.5	40.6	6.2	15.8	3.1	46.3
サービス業（他に分類されないもの）	31.1	48.8	31.1	47.1	25.6	34.4	47.2

内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査結果」より作成

*内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査結果」

総務省の事業所母集団データベースから抽出した4,934社を対象に、2024年1月に実施された調査です。有効回答数は1,826社、回収率は37.0%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/index.html

社長のための債権管理 与信管理と信用調査

ここでは、経営者のための債権管理の基本として、与信管理と信用調査について紹介します。

与信管理とは

与信とは、文字通り取引相手に信用を与えることをいい、与信管理とは、取引相手を評価(与信限度額を設定)し、与信限度額を基準とした売上債権残高を管理することをいいます。

取引先が倒産して債権の回収が困難になれば、会社は大きな損害を被ることになるため、取引相手ごとに適切な与信限度額を設定し、リスクを極力少なくする必要があります。

与信限度額の設定

新規の取引先に対して与信限度額を設定するためには、いわゆる信用調査を行います。信用調査では、取引先の名称、住所、業歴、会社規模、財務状況等を把握します。さらには、

- 新規の取引先のお客様、同業者、金融機関等に問い合わせる
- 会社年鑑や業界紙などで調べる
- 登記簿謄本や不動産登記を取り寄せる
- 企業調査会社の調査データを利用する

といった方法で情報を入手することも検討します。このようにして把握した情報や取引予定額、支払条件等を総合的に勘案して与信限度額を設定します。

与信限度額は、取引を開始したときだけではなく、既存の取引先に対しても定期的に見直す必要があります。たとえば、支払条件変更の打診があった場合、取引金額に急激な変化が生じた場合、取引先の財務状況が著しく悪化した

場合には、その原因を調べて、取引可能金額を変更していくことになります。

信用調査の目的

取引先の信用調査の目的は、取引先の安全性の確認と、積極的な販売促進活動が挙げられます。

(1) 取引先の安全性の確認

信用調査の1つ目の目的は、債権を確実に回収できるよう取引先の安全性を確認することです。取引先の信用度が高ければ安心して取引を継続することができますが、信用度が低ければ取引を中止する、あるいは与信限度額を決めて、その範囲内で取引を行うこととなります。

(2) 積極的な販売促進活動

信用調査の2つ目の目的は、売上増大を図るために積極的な販売促進活動を行うことです。新規の取引先と取引を開始する前に信用調査を行い、取引の有無を決め、1社でも多くの優良先を開拓し、取引基盤を強化することで、売上高の増大を図っていくことができます。

企業経営において「取引先の安全性の確認」と「積極的な販売促進活動」は車の両輪のようなものです。取引先の安全性を確認し、債権を確実に回収することは資金繰りに重大な影響を与えます。また、積極的な販売促進活動は、売上収益の源泉として非常に重要です。どちらか一方でも支障を来すと、経営という車はまっすぐに進まなくなってしまいます。しっかりと管理していきましょう。

熱中症になりやすい季節です。政府等から出ている情報や資料なども参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。

01 個人事業者の税金の納付



8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例 ・ 個人事業税（第1期分）
- ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

02 随時改定の反映（4月昇給の場合）



随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。定時決定の反映とは時期が異なりますので、随時改定なのか、定時決定なのか、どちらに該当するかを把握しておきましょう。

03 賞与所得税の納付



7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

04 納付書の事前送付の取りやめ



税務署からの「納付書の送付」の対象が縮小されています。まずは今年5月から、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて、納付書の事前送付が取りやめとなりました。送付されない場合は、税務署等で納付書を手入する、キャッシュレス納付等、別の納付方法にて納める等の対応が必要となります。

05 熱中症対策



引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょ。

06 夏季休暇にまつわる諸業務



夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆ 配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆ 福利厚生の管理

休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆ パソコン等のデータバックアップ

休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょ。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	木	友引	
2	金	先負	
3	土	仏滅	
4	日	先勝	
5	月	友引	
6	火	先負	
7	水	仏滅	立秋
8	木	大安	
9	金	赤口	
10	土	先勝	
11	日	友引	山の日
12	月	先負	振替休日
13	火	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（7月分）
14	水	大安	
15	木	赤口	
16	金	先勝	
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	
20	火	大安	
21	水	赤口	
22	木	先勝	処暑
23	金	友引	
24	土	先負	
25	日	仏滅	
26	月	大安	
27	火	赤口	
28	水	先勝	
29	木	友引	
30	金	先負	防災週間（～9月5日まで）
31	土	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（7月分）（9月2日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで（9月2日期限） ●個人の事業税の納期限（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで（9月2日期限）